日付: 令和3年1月20日

鳥取県智頭町長 宛

住所 鳥取県八頭郡智頭町大字南方00番地

氏名(名称)

代表者氏名 智頭 太郎

(印)

担当者名 智頭 太郎

電話番号 0858-75-0000

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産 に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び 償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、下記のとおり申告いたし ます。 ※令和2年12月31日以前は附則第61条

記

1 事業収入割合について

令和	2	年 4	月~同	司年	6	月	・平成31年・令和 元年	> 4	. 月~	平成令和		6	月
令和2年2月から10月までの連続する3か月を記載						左の	D期間の 前 4	年同期 を記	載				
	4月期	月	5月期		6	月期	4月	期		5月期		6	月期
50	00,000 円	30	00,000 円		200,00	00円	1,200,000) 円	1,500),000 円	1,3	00,0	00円
合計: 1,000,000円 …①				合計:	·		4,000,00	0 円	(2				
事業	収入割合	3 :		25		%	(1)/2×100))	Ж /J	数点以一	下切り捨	て	

✓ 軽減率:全額

③が50%以下・・・事業収入が前年同期比で50%以上減少 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)

軽減率:1/2

③が50%超70%以下・・・事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)

2 特例対象資産について(償却資産は義務者番号、事業用家屋は納税通知書番号を記入)

申告の有無	資産	納税通知書番号(複数の場合は「、」で区切る)
0	事業用家屋(別紙のとおり)	3456789、4567890
0	償却資産	3456789

- ※1 申告する資産に をつけてください。
- ※2 事業用家屋について、必ず、その明細を別紙にご記入ください。別紙に記入がない場合は特例 措置が適用されませんので、ご注意ください。
- ※3 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。 (この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です)

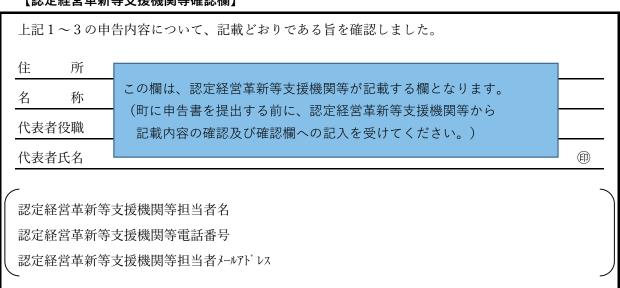
【記載例】

3 誓約事項について

以下(1)から(4)について、事実に相違ないことを誓約します。

- (1) 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第 5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) (申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、)申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。)の総数 又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(※)の所有に属している法人
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人(※)の所有に属している法人 ※「大規模法人」とは、租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4) (申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、)申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。
- (5) 令和3年1月より前に智頭町に提出する場合、同年1月1日時点の所有者や特例対象資産の内容に変更があれば、速やかに申し出ること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】



(備考)

- 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、両面で印刷すること。
- 2. 本申告において、虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合があることにご留意ください。
- 3. 「電話番号」については、日中連絡がとれる電話番号等を記入してください。
- 4. 「氏名(名称)」については、個人事業主にあってはその氏名を、法人にあってはその名称を記入してください。
- 5. 本特例の申告にあたり、必ず、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けてください。
- 6. 本特例の申告は、令和3年2月1日までに智頭町税務住民課へご提出ください。

【記載例】

(別紙) 特例対象資産一覧(償却資産は記入不要)

家屋の所在			※町処理欄 (記入不要)		
所 在	所 在 智頭町大字○○123番地		うち事業用		
家屋番号		- 134.60 m²	67.30 m²	50.00%	
所 在	智頭町大字南方00番地	0番地 うち事業用			
家屋番号	00番0	400.00 m²	250.00 m²	62.50%	
所 在	智頭町大字南方00番地		うち事	事業用	
家屋番号	00番1	100.00 m²	100.00 m²	100%	
所 在			うち事	¥ 業用	
家屋番号		m²	m^2	%	
所 在			うち事	¥ 業用	
家屋番号		m²	m²	%	
所 在			うち事	¥ 業用	
家屋番号		m²	m^2	%	
所 在			うち事	事業用	
家屋番号		m²	m^2	%	
所 在			うち事	事業用	
家屋番号		m²	m^2	%	
所 在]	うち事	事業用	
家屋番号		m²	m²	%	
所 在			うち事	¥ 業用	
家屋番号		m²	m²	%	
所 在]	うち事	事業用	
家屋番号		m²	m²	%	
所 在			うち事	¥用	
家屋番号		m²	m²	%	
所 在			うち事	事業用	
家屋番号		m²	m²	%	
所 在	うち事業用				
家屋番号		m²	m²	%	
所 在			うち事	事業用	
家屋番号		m²	m²	%	

- ※1 毎年4月にお送りしている納税通知書の課税明細書を参考にしてご記入ください。
- ※2 認定経営革新等支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の のうえ、確認を受けてください。
- ※3 特例措置が適用されるのは、上記に記載された事業用家屋のみとなりますので、記入漏れがないようご注意ください。
- ※4 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付してください。

【記載例】

申告書必要書類一覧 チェック表 (提出前の確認にご利用ください)

1. 事業用家屋及び償却資産を申告する場合

書類名	部数	チェック欄
特例措置に関する申告書	1部	
別紙 (特例対象資産一覧)	1部	
令和3年度の償却資産申告書及び種類別明細書	1部	
添付書類 (認定経営革新等支援機関等に提出した書類や青色申告決算書等)	1部	

2. 償却資産のみを申告する場合

書類名	部数	チェック欄
特例措置に関する申告書	1部	
令和3年度の償却資産申告書及び種類別明細書	1 部	
添付書類 (認定経営革新等支援機関等に提出した書類や青色申告決算書等)	1 部	

3. 事業用家屋のみを申告する場合

書類名	部数	チェック欄
特例措置に関する申告書	1部	
別紙(特例対象資産一覧)	1部	
添付書類 (認定経営革新等支援機関等に提出した書類や青色申告決算書等)	1部	

お問合せ先

T 6 8 9 - 1 4 0 2

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1 智頭町役場 税務住民課 担当:西川・田中

電話番号:0858-75-4117

※祝日、年末年始を除く月~金、8:30~17:15に受付。